

長久手市新型コロナウイルス感染症対策困窮世帯支援金給付実施要綱

(目的)

第1条 この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により収入が減少し、生活福祉資金（緊急小口特例貸付）を受けた者の属する世帯に対し、長久手市新型コロナウイルス感染症対策困窮世帯支援金（以下「支援金」という。）を給付することで、当該世帯の生活基盤等の安定化を図ることを目的とする。

(給付対象)

第2条 支援金の給付対象は、当該世帯の世帯主又は主たる生計維持者（以下「世帯主等」という。）であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年3月25日以降に愛知県社会福祉協議会が実施する新型コロナウイルス感染症にかかる生活福祉資金（緊急小口特例貸付）の貸付を利用し、貸付決定を受けた者
- (2) (1)の貸付の申請から本給付事業の申請までにおいて引き続き本市に住所を有する者
- (3) (1)の貸付を受けた後、当該貸付の決定を受けた日の属する月を含め3か月経過後においてもなお休業等による収入の減少がある者

(支援金の額及び回数等)

第3条 支援金の額は、1世帯当たり緊急小口特例貸付の決定金額の2分の1を上限（最大10万円）とし、給付回数は1回限りとする。

(給付申請)

第4条 支援金の給付を受けようとする者は、令和3年3月31日までに長久手市新型コロナウイルス感染症対策困窮世帯支援金給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる添付書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）の写し
- (2) 愛知県社会福祉協議会から送付された「生活福祉資金（緊急小口特例貸付）の審査結果について（通知）」の写し
- (3) 特例貸付を受けた後、引き続き休業等による収入減がわかるもの（特例

貸付を受けた以降の給与明細、給与振込が記帳された通帳等)の写し

(4) 振込先通帳の写し

(審査)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、長久手市新型コロナウイルス感染症対策困窮世帯支援金給付決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知し、支援金を口座振込により給付する。

2 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、給付しないと決定したときは、不支給の理由を明記の上、長久手市新型コロナウイルス感染症対策困窮世帯支援金不支給通知書(様式第3号)により申請者へ通知する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。